

# 保育所等における職員による虐待の通報義務等について

県民文化部こども・家庭課

## 1 趣旨

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 10 月 1 日付けで施行され、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化する規定が整備された。虐待等に関する事実確認や指導等の措置を講じる場合は、都道府県児童福祉審議会での意見聴取・報告が必要となるため、本県においては、長野県社会福祉審議会重大事故検証部会を意見聴取・報告機関として位置づけることとし、本検証部会の調査審議事項に追加する。

## 2 改正法の概要

### （1）改正内容

改正法においては、保育所等の職員による虐待について、以下の事項を規定している。

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・都道府県が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- ・都道府県による虐待状況等の公表
- ・国による調査研究 等

### （2）対象施設・事業

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、児童館 等

## 3 調査審議事項に追加する事項

保育所等の職員による虐待事案の検証・報告に関する事項

## 4 長野県社会福祉審議会運営規程について

別紙のとおり

## 5 その他

### （1）重大事故検証部会の部会運営について

現在、重大事故検証部会については、定例的な審議案件がないことから、審議案件が発生した時点で委員を選任（任期 3 年）することとしているため、現在は委員不在となっている。

今後については、部会での審議事案の発生状況を踏まえつつ、常設化も検討していく。

### （2）重大事故検証部会の委員として想定している専門職種について

過去の重大事故検証部会における委員の専門職種を踏まえ検討するが、現時点では以下の職種を想定している。

- ・弁護士、小児科医、看護学科教授、こども学科教授、保育園長

## 【参照】

児童福祉法（抜粋）

**第三十三条の十** この節において、被措置児童等虐待とは、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第五十九条第一項に規定する施設のうち、第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第五号において同じ。）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

② この節において、所管行政庁とは、次の各号に掲げる事業、里親、施設又は一時保護の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- 一 児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業 これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事

二・三 （略）

- 四 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 これらの施設の設定について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長

- 五 認可外保育施設又は指定発達支援医療機関 これらの施設が所在する都道府県の知事

六 （略）

**第三十三条の十二** 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県知事又は市町村長に通告しなければならない。

②・③・④・⑤・⑥（略）

**第三十三条の十五** 所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じたときは、速やか

に、これらの措置の内容、これらの措置に係る被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を審議会等に報告するものとする。

②・③（略）

**第三十三条の十六** 次の各号に掲げる所管行政庁は、毎年度、自らが所管行政庁である事業又は施設に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二項又は第三項の規定により講じた措置その他内閣府令で定める事項を当該各号に定める者に報告するものとする。

一 国の行政機関の長（内閣総理大臣を除く。） 内閣総理大臣

二 市町村長 都道府県知事

② 内閣総理大臣及び都道府県知事は、毎年度、内閣府令で定めるところにより、自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二項又は第三項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受けた事項その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

## 長野県社会福祉審議会運営規程

### (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法第7条第1項の規定に基づく長野県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

**第2条** 審議会の委員は、15人以内で組織する。

### (委員の任期)

**第3条** 審議会の委員の任期は3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (副委員長)

**第4条** 審議会に委員の互選による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

3 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (専門委員)

**第5条** 社会福祉法第9条第1項の規定に基づく臨時委員について、審議会では専門委員と呼ぶものとする。

### (会議)

**第6条** 審議会は委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 専門委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については委員とみなす。

### (専門分科会)

**第7条** 審議会に次の専門分科会を置く。

名 称	調査審議事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項
地域福祉計画専門分科会	市町村地域福祉計画及び長野県地域福祉支援計画に関する事項
身体障がい者福祉専門分科会	身体障がい者の福祉に関する事項（施設の人員、設備及び運営に関する基準に係る事項（以下「設置管理基準に関する事項」という。）を除く。） 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
障がい者権利擁護専門分科会	障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供に関する相談対応に関する事項 障がい者の共生社会づくりに関する事項
児童福祉専門分科会	児童・妊産婦、知的障がい者及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項（施設の設置管理基準に関する事項を除く。）
子育て支援専門分科会	長野県子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項 県における子ども・子育て支援施策に関する事項
保護施設基準専門分科会	保護施設の設置管理基準に関する事項
高齢者福祉施設基準専門分科会	高齢者福祉施設の設置管理基準に関する事項
障がい福祉施設基準専門分科会	障がい福祉施設（障がい児施設を含む。）の設置管理基準に関する事項
児童福祉施設等基準専門分科会	児童福祉施設（障がい児施設を除く。）及び婦人保護施設の設置管理基準に関する事項
社会福祉法人地域公益事業専門分科会	社会福祉法人が実施を予定又は実施している地域公益事業に関する事項
福祉サービス第三者評価推進専門分科会	福祉サービス第三者評価事業に関する事項

2 審議会は、前項に掲げる調査審議事項のうち、次に規定する事項に関して諮問を受けたときは、専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

(1) 民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項

(3) 障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供に関する相談対応に関する事項

(4) 社会福祉法人が実施を予定又は実施している地域公益事業に関する事項

**第8条** 専門分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会にその専門分科会に属する委員及び専門委員の互選による専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は専門委員が、その職務を行う。

**(部会)**

**第9条** 専門分科会に次の部会を置く。

(身体障がい者福祉専門分科会)

名 称	調査審議事項
審査部会	身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項 身体障がい者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項

(児童福祉専門分科会)

名 称	調査審議事項
里親審査部会	里親の適否に関する事項
図書審査部会	児童及び知的障がい者の福祉を図るための図書の推薦、勧告に関する事項
映画審査部会	児童及び知的障がい者の福祉を図るための映画の推薦、勧告に関する事項
処遇審査部会	児童又はその保護者の処遇に関する事項
保育所審査部会	保育所の設置認可又は事業の停止に関する事項 認可外保育施設の事業停止及び施設閉鎖に関する事項 児童生徒性暴力等により保育士登録を取り消された者等の再登録に関する事項
重大事故・ <u>児童虐待</u> 検証部会	認可外保育施設における重大事故の再発防止のための検証に関する事項 <u>保育所等の職員による虐待事案の検証・報告に関する事項</u>

2 審議会は、前項に規定する調査審議事項に関して諮問を受けたときは、部会の決議をもって審議会の決議とする。

**第10条** 部会に属すべき委員及び専門委員は、各専門分科会に属する委員及び専門委員のうちから、委員長が指名する。

2 部会にその部会に属する委員及び専門委員の互選による部会長を置く。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員又は専門委員が、その職務を行う。

**(会議)**

**第11条** 専門分科会及び部会の招集、定足数及び表決については、第6条の規定を準用する。

**(報告)**

**第12条** 専門分科会長は、専門分科会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

2 部会長は、部会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果を専門分科会長を通じて委員長に報告するものとする。

**(幹事)**

**第13条** 審議会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事は、健康福祉部及び関係部局の課(室)長のうちから委員長が指名する。

3 幹事は、委員長、専門分科会長及び部会長の命を受けた事務を処理する。

4 書記は、上司の命を受け事務に従事する。

附 則

この規程は、平成8年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月21日から施行する。

**附 則**

**この規程は、令和8年3月〇日から施行する。**